

訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

ＣＯＯＰ訪問リハビリテーション ピース

1. 事業所の概要

事業所名	米子医療生活協同組合 COOP 訪問リハビリテーションピース
管理者	所長 稲田 修敏
設立年月日	平成28年4月1日
所在地	〒689-3514 鳥取県米子市尾高2740-1
連絡先	TEL: 0859-21-9090 FAX: 0859-27-9205
介護保険事業者番号	3110212382
提供可能サービス	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
サービス提供地域	米子市、境港市、西伯郡、日野郡の区域

2. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	事業の管理等	1名
サービス提供責任者 サービス提供者 (理学/作業療法士)	サービス計画の作成等 サービスの提供等	3名(常勤3名、非常勤0名)

3. 営業時間

サービス種類	平日	土曜日	日曜日・祝日	盆・年末年始休み
・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問 リハビリテーション	8時30分～ 18時00分	8時30分～ 12時30分	—	8月14, 15日 12月30日～1月3日

4. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防リハビリテーションが法定代理受理サービスであるときは、介護報酬告示上の額にご利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となる。

(2) その他

(ア) 自己負担金は、翌月の15日頃までに請求書を発行しますので、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

- A. 現金払い(サービス提供時、又はおおか診療所窓口にお支払い願います。)
- B. 銀行振り込み(期日までに利用者の方が指定口座へお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)
- C. 銀行口座引き落とし(ご利用月の翌々月4日に指定いただいた口座より引き落としいたします)

ます。)

(イ) サービスに対する利用者負担金は、「法定代理受理(現物給付)」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

5. キャンセル

(1) 利用者がサービスの中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

事業者：米子医療生活協同組合 COOP 訪問リハビリテーション ピース

電 話：0859-21-9090

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

6. 当法人のサービスの方針等

(1) 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

(2) 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

(3) 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

7. サービス提供の記録等

(1) サービスを提供した際には、あらかじめ定められた「訪問リハビリテーション実施記録」等の書面に必要事項を記入します。

(2) 事業者は一定期間毎に(又は1ヶ月毎)に「訪問リハビリテーション計画書」を作成し、利用者に説明のうえ交付するとともに介護支援事業者、関連サービス事業所に提供します。

(3) 事業者は「訪問リハビリテーション実施記録」等の記録を作成、利用終了後5年間は適正に保管し、利用者の請求に応じて閲覧、または実費負担によりその写しを交付します。

(4) サービス提供上、褥瘡などの皮膚トラブル、体幹部や四肢の浮腫・腫脹・発赤等認めた場合、必要によりその患部を写真撮影し、画像記録をご本人や家族、関連サービス事業所へ報告いたします。

また、褥瘡予防や安楽姿勢獲得、日常生活動作の自立支援獲得を目的としたポジショニングや環境調整(ベッドや車いす、家屋改修など)の際に写真撮影を行い、その画像データを関連サービス事業所へ報告いたします。

8. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談コーナー	電話番号 : 0859-21-9090 F A X 番号 : 0859-27-9205 相談員（責任者）: 稲田 修敏 対応時間 : 午前 8 : 30～ 午後 5 : 00
------------	--

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

米子市役所 福祉保健部 長寿社会課	所在地 : 鳥取県米子市加茂町 1-1 電話番号 : 0859-23-5155 F A X 番号 : 0859-23-5012 対応時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 ※土日祝日 休み
鳥取県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 : 鳥取県鳥取市立川町 6-176 鳥取県東部総合事務所 5 階 電話番号 : 0857-20-2100 F A X 番号 : 0857-29-6115 対応時間 : 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 ※土日祝日 休み

9. 当法人の概要

法人種別・名称	米子医療生活協同組合	
代表者名	理事長 梶野 大	
所在地	〒683-0052 鳥取県米子市博労町 3-80-1	
業務の内容	医療サービス 及び 介護保険サービス	
事業者全体の概要	本部	米子市博労町 3-80-1
	おおたか診療所	米子市尾高 2740-1
	米子診療所	米子市博労町 3-80-1
	弓ヶ浜診療所	米子市富益町 1128
	メディケアコート にじの里	米子市尾高 1812
	ヘルパーステーションおおたか	米子市尾高 1812
	COOP 訪問看護ステーション なないろ	米子市博労町 3-80-1
	デイサービスたんぽぽ	米子市博労町 3-80-1
	デイサービスおおたか	米子市尾高 1812
	COOP 医療生協居宅介護支援センター	米子市博労町 3-80-1
	せいきょう組合員住宅	米子市博労町 3-80-1
	健康増進部	米子市博労町 3-80-1

西曆 年 月 日

(介護予防)訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者様に対して契約及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

《事業所》 所在地 鳥取県米子市尾高2740-1
 名称 COOP訪問リハビリテーション ピース
 説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業所からの（介護予防）訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

附則 2017年4月1日施行

2018年4月1日一部改定、2019年4月17日改定、2019年11月29日一部改訂

2020年4月1日一部改訂、2021年4月1日一部改訂、2024年4月1日一部改訂